



®

令和2年 (2020年) 12月 1日 (火)

No. 15305 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

審決取消請求事件

(特許出願(「回転ドラム型磁気分離装置」(平成26年10月1日特許出願、特願2014-202824号)) 発明拒絶査定審決取消請求事件(審判請求時の特許請求の範囲の補正要件違反(独立して特許を受けることができる要件違反、特許法17条の2第6項、126条7項違反、29条2項))) [上] (全2回)

—令和元年(行ケ)第10116号、令和2年5月20日判決言渡—

裁判所は、原告が特許庁審判請求時に行った特許請求の範囲の補正について、独立特許要件の有無を検討し、審判請求補正後の本件補正発明と引用発明との間には相違点1、相違点2及び相違点3'が存在し、その中の相違点2及び相違点3'は、発明の実質的相違に基づくものであり、本件補正発明では、新規性又は進歩性を欠如するということとはできない、と判示して、原告が主張する取消事由は理由があるとし、審決を取り消した。

第1 当裁判所の判断



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天洲セントラルタワー

電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘

会長 弁護士 金池 大
弁護士 井田 塚
弁護士 幸一 克久
弁護士 建弘 貴則
弁護士 司之 登子
弁護士 三
弁護士 林

相談役 弁護士 浅井 望
弁護士 村上 中
弁護士 野川 野
弁護士 浅北 水
弁護士 菊

弁護士 山下 平
弁護士 口村 山
弁護士 康克 啓
弁護士 麻 亮
弁護士 明彦 子
弁護士 理誠 太
弁護士 野

浅村法律事務所

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘

弁護士 後藤 晴男

弁護士 松川 直樹

弁護士 和田 研史